

自家発 Q & A 57

建設業の区分と建設業の許可業種区分

自家発電設備の設置工事を行おうとする場合、工事業者に対して義務づけられる建設業の許可等の規制について紹介します。

Q 1

自家発電設備の設置工事を行う工事業者に対して規制する法令がありましたら教えてください。

A 1

常用、非常用共に自家発電設備の設置工事は**建設業法**による「**建設工事**」に該当することから、工事業者には建設業の許可等の規制が課せられます。

Q 2

「建設業の許可」とはどのようなものですか。

A 2

建設業法第3条の規定に基づき、建設業を営もうとする者は表1の「**建設業の区分**」に応じ、政令で定める表2の「**軽微な建設工事**」のみを行おうとする者を除いて建設工事の種類ごとに、**国土交通大臣**（※1）

又は**都道府県知事**（※2）の許可を受けなければならないとされています。自家発電設備の設置工事を行おうとする場合も同様に許可が必要になります。

- ※1. 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合
- ※2. 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合

Q 3

許可が必要な建設工事の種類にはどのようなものがありますか。また、自家発電設備の設置工事を行う場合どの建設工事の許可が必要になりますか。

A 3

建設業の許可は、土木建築に関する「**29種類の建設工事**」を対象としています。表3の上欄の**建設工事の種類**ごとに、表3の下欄の**建設業（アミかけ部分）**に建設工事の許可が与えられます。うち、自家発電設備の設置工事に該当する業種は、表4右欄の「**建設工事の例示**」から判断し、発電設備工事として「**電気工事業**」に、内燃力発電設備工事として「**機械器具設置工事業**」に該当するとみられます。

表1 建設業の区分

区 分	内 容
特 定 建 設 業	発注者から直接工事を請け負い、かつ4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）を下請契約して工事を施工する者が受けなければならない。
一 般 建 設 業	上記以外の者が受けなければならない。

※注. 同一の建設業者が、同一業種の特定建設業と一般建設業の両方の許可を受けることはできない。

表2 軽微な建設工事

- ・ 建築一式工事で1件の請負代金が1,500万円に満たない工事、又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ・ 建築一式工事以外の1件の請負代金が500万円に満たない工事

Q4

建設業の許可はどのように受けるのでしょうか。

A4

表5の「建設業許可事務ガイドラインについて」において

建設業の許可業種区分の考え方が示されています。自家発電設備の設置工事は「電気工事業」か「機械器具設置工事業」のどちらに該当するのか。この考え方にに基づき、自家発電設備のほとんどの工事業者は「電気工事業」と「機械器具設置工事業」の両方の建設業の許可を受けています。

表3 建設業の許可が必要な建設工事 ※上欄は建設工事、下欄は建設業を示す

土木一式工事	建築一式工事	大工工事	左官工事	とび・土工・コンクリート工事	石工事	屋根工事	電気工事	管工事	タイル・れんがブロック工事
土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業	とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	電気工事業	管工事業	タイル・れんがブロック工事業
鋼構造物工事	鉄筋工事	舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事	ガラス工事	塗装工事	防水工事	内装仕上工事	機械器具設置工事
鋼構造物工事業	鉄筋工事業	舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	電気通信工事	造園工事	さく井工事	建具工事	水道施設工事	消防施設工事	清掃施設工事	解体工事	
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	

表4 建設工事に応じた工事内容等

建設工事（※1）		建設工事の内容（※2）	建設工事の例示（※3）
種類	業種		
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

※1. 建設業法別表第1 ※2. 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」（昭和47年3月8日 建設省告示350号）

※3. 「建設業許可事務ガイドラインについて 別表1」（平成13年4月3日 国総建第97号）

表5 建設業許可事務ガイドラインについて（抜粋） ※平成13年国総建第97号

【第2条関係】

1. 省略

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1)～(6) 省略

(7) 電気工事

① 省略

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8)～(16) 省略

(17) 機械器具設置工事

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

②～④ 省略

(18)～(23) 省略